

○区域設定及び保育の必要性の認定(下限時間)について

①区域設定

前回会議で量の見込みを算出する項目をお示ししましたが、区域を（案）として提出しておりました。区域設定（地域子ども・子育て支援事業「②放課後児童健全育成事業」）について再度、検討をお願いしたいと思います。

前回の会議資料

1 量の見込みを算出する項目（区域設定については案）

子ども・子育て支援事業計画において設定する量の見込みは以下のとおり。

また、量の見込みを算出する際の提供区域の設定（案）については、放課後児童健全育成事業は小学校区、

その他事業は市域全域を案とする。

事業区分		区域（案）	算出方法
教育・保育	1号認定区分 (3-5歳、教育のみ利用)	市域全域	ニーズ調査
	2号認定区分 (3-5歳、保育の必要性あり)		
	3号認定区分 (0歳、1-2歳の年齢区分ごと、保育の必要性あり)		
地域子ども・子育て支援事業	①延長保育事業	市域全域	人口推計、 利用実績等
	②放課後児童健全育成事業	小学校区	
	③子育て短期支援事業（ショートステイ）	市域全域	
	④地域子育て支援拠点事業	市域全域	
	⑤一時預かり事業 ・幼稚園在園児を対象（預かり保育） 【1号、2号認定による利用】 ・幼稚園在園児を対象とした一時預かり以外	市域全域	
	⑥病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対策強化事業]）	市域全域	
	⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学時のみ）	市域全域	
	⑧利用者支援	市域全域	
	⑨乳児家庭全戸訪問事業	市域全域	
	⑩養育訪問支援事業	市域全域	
	⑪妊婦健診事業	市域全域	

放課後児童健全育成事業の区域を「小学校区」としてお示しましたが、「市域全域」へ変更したい。

変更理由

入所施設について、基本的には小学校区での利用希望が多いが、施設の受入状況や利用者の希望によっては小学校区外の施設を利用する場合がある。この様な場合を考慮し、区域を市域全域として今後取り扱いをしていきたい。

②保育の必要性の認定(下限時間)

3つの認定区分(1号認定・2号認定・3号認定)のうち、2号認定及び3号認定(主な利用先は保育所や認定こども園等)を受ける場合は保育の必要性の認定を市町村に申請する必要があります。

保育の必要性の認定基準のうち、就労等を事由とする利用の場合に適用される②区分における就労等の下限時間を市町村が定めることとされています。

保育の必要性の認定基準として、国は次の3点を挙げています。

①事由：保護者の就労、疾病等

②区分：保育必要量(就労等を事由とする利用の場合に以下のいずれかに区分)

○標準時間認定・・・フルタイム就労等を想定した利用時間(最長11時間利用可)

※1ヶ月当たり120時間程度の就労をしている場合に適用可能

○短時間認定・・・パートタイム就労等を想定した利用時間(最長8時間利用可)

※1ヶ月当たり48時間～64時間程度の就労をしている場合に適用可能

(下限時間)

→48時間～64時間を市町村で決定する必要がある。

③優先利用：ひとり親家庭や虐待・DVのおそれがある場合等

本市としては、以下のことを踏まえ次のとおりとしたい

- ・現状の保育所への入所については就労を理由としている場合、4時間以上かつ1ヶ月の内20日以上にわたり稼働実態があることとしている。
- ・一時的保育の利用限度として、1ヶ月につき14日以内とし、また利用時間は午前8時30分から午後4時(1日最大6時間半)までとしている。
- ・昨年行ったニーズ調査の結果、現在保育所を利用している回答者のうち97%が1日4時間以上の保育を希望しており、92.3%が1週間のうち5日間利用している。

就労を事由とする場合、下限時間を最大である「月64時間以上」とする。